

消費者ネット ニュース



明けましておめでとうございます！

本年もよろしく願い申し上げます



穏やかなお正月で2020年が始まりました。どんな年になるのでしょうか？明るく笑って過ごせる世の中でありますように…

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。



今年、改正債権法の施行の年にあたります（施行日：令和2年4月1日）。

主な、しかも重要な改正点は、消滅時効、法定利率、保証および債権譲渡に関する規定が見直された点、約款の規定が新設された点です。いずれも消費者保護のルールや実務に大きな影響を与えるものと思われます。

また、民法が定める成年の年齢を20歳から18歳に引き下げる改正法も2年後に施行されます（施行日：令和4年4月1日）。成年となると、単独で完全に有効な契約等の法律行為をする法的地位・資格を得ます（つまり、行為能力者となります）し、親権から解放されます。その結果、高校3年生の途中で大人（成年者）になり、未成年者保護の制度の適用を受けなくなります。高校生に適切な消費者教育を提供することは、喫緊の課題です。

以上のような法改正に対応した活動への取組みも、消費者ネットやまぐちに期待されることだと考えます。今年は、適格消費者団体へ向けた取組みを大きく前進させる年です。

会員のみなさまの力を結集して取り組む所存です。よろしく願い申し上げます。

山口県と消費者団体による意見交換会に参加しました。

日時 2019年11月14日（木）10時～11時30分
場所 山口県消費生活センター まなべる（県庁厚生棟2階）
参加団体 山口県地域消費者団体連絡協議会・山口県消費者団体連絡協議会
山口県生活協同組合連合会・NPO法人消費者ネットやまぐち



- (1) 各団体からの報告…市町意見交換会の報告・各団体からの活動状況
- (2) 県からの情報提供…令和元年度県事業の実施状況・山口県消費者基本計画の進捗状況
- (3) 意見交換で話したこと

- ①消費者安全確保地域協議会の設置推進について
宇部市の協議会設置・設置した市町での有効的な活用要望等
- ②成年年齢引下げを見据えた若者たちへの消費者教育の推進について
学生消費者リーダーのSNSの発信要望、卒業後の活動等について
教育委員会介入要望
- ③エシカル消費の普及啓発について
SDGsやエシカルの認知・啓発の方法等
- ④その他
高齢者のネット被害の対応、対策について



エシカルメニュー販売オープンイベントへ参加しました！（12月16日）

山口県と山口県立大学公認サークル「TFT」がコラボして、県庁食堂にて、エシカルなTFTメニューを期間限定で販売することになり、オープンイベントに消費者団体として参加してきました。



TFTの支援先の1つであるフィリピンの郷土料理「アドボ」を日本風にアレンジ。副菜は山口県オリジナル野菜のはなっこりーや有機栽培のピーナッツを使用。デザートには、フィリピンの市場で大人気のバナナトロン（春巻き）を再現したメニューでした。食べることでフィリピンの郷土料理を知ることができ、途上国の子どもたちに少しでも支援ができ、地産地消、環境に配慮したエシカルなメニューを頂きながら、周りの方たちとSDGsについて話すことも出来ました。



「YPU TFT project」と村岡県知事

～TFT (TABLE FOR TWO) とは～

直訳すると「二人の食卓」。先進国の肥満と途上国の飢餓という

世界の食の不均衡の解消をめざし、ヘルシーなTFTメニューを販売し、

1食につき20円を途上国の子どもたちの学校給食として寄付しています。

弁護士会主催 消費者問題に関する研修会に参加しました！（12月20日）

テーマ 「最近の消費者問題と適格消費者団体」

講師 NPO 法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見行弘弁護士

場所 山口県弁護士会館



改めて適格消費者団体の設立の経路やメリット、デメリットや具体的な検討事例等をお話頂きました。

年末年始事件

（山口県警ホームページ 事件・事故より抜粋）

12月27日発表

○市役所職員をかたる不審電話の発生（防府署）防府市内のAさん（60歳代）に、市役所の職員を名乗る男から、「5年分の健康保険の払い戻しが48,820円あります。」「詳しくは〇〇銀行から連絡があるので、5分ほど待ってほしい。」等と電話があった。その後、Aさん方の加入電話に〇〇銀行から電話があり、「ATMへ行ってくれ。」「自宅を出る前とATMに着いたら電話してくれ。」等と電話があった。Aさんは、同居する息子とともに、指定された場所に行き、指示に従ってATMを操作したところ、振込画面になったことから、不審に思い息子と電話を代わり、息子が電話を切断したため、被害は発生していない。

○市役所職員をかたる不審電話の発生（光署）市役所保険課の職員を名乗る男

○市役所職員をかたる不審電話の発生（下関署）市役所の職員を名乗る男

1月6日発表

○市役所職員をかたる不審電話の発生（光署）光警察署管内では、同日、同様の不審電話を2件認知している。

○市役所職員等をかたる不審電話の発生（下関署）市役所の保険課を名乗る男。（還付金の返納）

○女性警察官をかたる不審電話の発生（山口署）山口南警察署の警察官を名乗る女性

○女性警察官をかたる不審電話の発生（山口南署）山口南警察署の警察官を名乗る女性



1月8日発表

○警察官をかたる不審電話の発生（岩国署）岩国警察署の「カワタ」を名乗る男

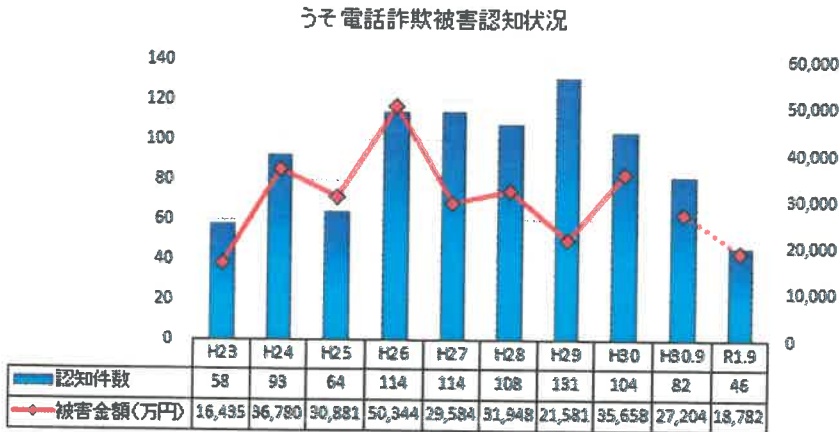
年末年始は、とてもあわただしい時期ですが…同じような不審電話が県内で発生しています。市役所を名乗り、還付金や健康保険の払い戻しがあるというような電話ですが、電話で連絡することはないそうです。ATMで操作してお金が戻るようなこともありません。警察署を名乗る電話も頻りに掛かって来ています。決してキャッシュカードを渡したり、カードの暗証番号などを教えたりしないようにしましょう！！



うそ電話詐欺被害認知状況(R1年9月末:暫定値)

(山口県警ホームページより抜粋)

下記「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の件数等の合計です。



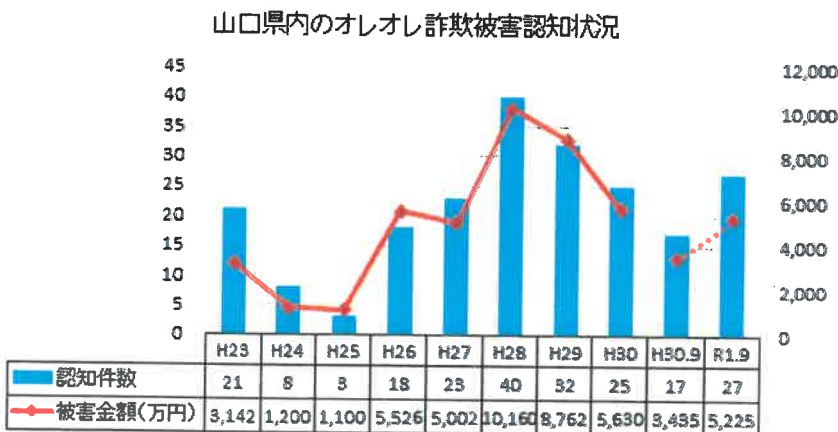
「うそ電話詐欺」は「特殊詐欺主要4類型」「特殊詐欺その他」「キャッシュカード詐欺盗」(特殊詐欺類似窃盗)の件数等の合計です。

「キャッシュカード詐欺盗」は、平成30年から計上しています。

※ 被害額は、万円以下四捨五入

山口県内でのオレオレ詐欺被害認知状況(R1年9月末:暫定値)

(山口県警ホームページより抜粋)



家族、親族、官公庁職員などになりすまして、示談金や借金返済、過払い金の手続などを名目に、現金を振り込ませたりする手口です。

※ 被害額は、万円以下四捨五入

キャッシュカードを受け取りに来るのは詐欺！！ (山口県警ホームページより抜粋)

絶対に渡してはいけません！！

キャッシュカードがだまし取られる被害が多発中！！

県内ではキャッシュカードをだまし取られる被害が多数発生しています！

犯人は金融機関職員等に成りすまして

- 令和になったのでキャッシュカードが使えなくなる
- カードを交換する必要がある
- 手続のため暗証番号が必要
- カードは職員が受け取りに行く

などと言ってキャッシュカードをだまし取ろうとします。

ねェ～最近、いろんな電話がかかってくるの～「あれ？」って思ったら警察の相談電話があるの知ってる？

◎相談専用電話#9110◎ だよ！



宛元だから？期限切れ？
キャッシュカードが使えなくなる？
そんなことは、ありえません!!!

電話で、
 令和になったので、キャッシュカードが使えなくなる。
 新しいカードと交換する必要がある。
 職員が受け取りに行く。

などと書かれたら、
間違いなく、詐欺です!

★ 知らない相手に、キャッシュカードを渡さない!
 ★ 暗証番号を伝えない! メモして他人に渡さない!

警察では、県警本部の「警察総合相談室」、警察署の「警察安全相談課(係)」に専門相談員を配置し、県民のみなさんの、「事件や事故に至っていないが不安や危険を感じている」など、犯罪被害の未然防止に関する相談、そのほかの安全と平穏に関する相談に応じています。相談者の秘密は固く守られますので安心して相談できます。

消費者トラブル 夜間無料法律相談会開催

山口市 (法テラス指定相談) 日時 毎週 火曜日 18時から20時の間・お一人30分
場所 山口市後河原 210番地 消費者ネットやまぐち

周南市 日時 第2・第4木曜日 18時から20時の間・お一人30分
場所 周南市速玉町 3-17 周南市徳山社会福祉センター研修室

随時消費者ネットやまぐち事務所にて申込み受付中 (083-923-5614)

～～～ 消費者ネットやまぐちからのお願い ～～～

消費者ネットやまぐちでは、消費者被害の未然・拡大防止のため、消費者の皆さんから不当な契約や勧誘、商品表示等に関する情報提供を受け付けています。

★受付は、平日の午前10時から午後4時までです。

TEL : 083-923-5614 FAX : 083-928-5416

情報提供はメールでも受け付けています。



情報提供にあたっての確認事項

下記の項目に同意いただける方は、ご連絡ください。

1. お寄せいただいた情報について、個別の救済に対応することはできませんが、消費者問題に関する分析・検討を行い、場合によっては、事業者への申入れ等に活用させていただき、消費者被害の防止に役立てます。
2. お寄せいただいた情報の内容によっては、詳細を伺うため、ご本人に連絡させていただく場合があります。
3. お寄せいただいた情報が一般に公表する必要があると判断した場合、本人特定できない方法で注意喚起情報として使用することがあります。

一月もあっという間に終わります。昔の方はよく言ったもので一月は行く、二月は逃げる、三月は去る…本当ですね。この時期は、還付金詐欺、引越しに伴う消費者トラブルなども増えてきます。あれ？？と思ったら誰かに聞いたり、調べたり…確認することが大切です！一呼吸置いてみる。そしてどこに相談するか考えましょう！

#9110



188



(政府広報オンラインより引用)

会員を募集しています

団体正会員	入会金	2,000円
	年会費	—□ 10,000円
団体賛助会員	年会費	—□ 10,000円
個人正会員	入会金	1,000円
	年会費	—□ 2,000円
個人賛助会員	年会費	—□ 1,000円

消費者ネットやまぐちは会員の皆様の会費で活動しています

消費者ネットやまぐち

〒753-0083

山口市後河原 210番地

電話番号: 083-923-5614

FAX 番号: 083-928-5416

電子メール:

syohisya.net@yamaguchi.coop